

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 8 月 9 日付 5 秘第 2 号・5 管第 6 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 7 月 4 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 日毎・時間毎の知事の行事予定が記載されている知事用・秘書課長用・知事秘書用の全ての資料について
- (2) 日毎・時間毎の知事の公用車運転記録について
期間はいずれも令和 5 年 3 月 1 日から 4 月 13 日とする。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、① 3 月 1 日（水）知事行事予定表～4 月 13 日（木）知事行事予定表（以下「本件文書①」という。）、② 知事行事予定表（2/25～3/6）、同（3/4～3/13）、同（3/11～3/20）、同（3/18～3/31）、同（3/25～4/3）、同（4/1～4/10）及び同（4/8～4/17）（以下「本件文書②」という。）、③ 知事行事予定表（3 月）及び同（4 月）（以下「本件文書③」という。）、④ 知事上京時行程表（3 月 8 日～10 日）、同（3 月 22 日～23 日）及び同（4 月 10 日）（以下「本件文書④」という。）、⑤ 令和 5 年 3 月 11 日（土）西海市視察行程（案）（以下「本件文書⑤」という。）、⑥ 自動車運行記録（日誌）簿（以下「本件文書⑥」という。）並びに⑦ 乗車票（以下「本件文書⑦」といい、これら①ないし⑦の文書を「本件文書」と総称する。）を特定し、本件文書①ないし⑤については下記(1)ないし(4)、本件文書⑥及び⑦については下記(5)の不開示理由に当たるとして、令和 5 年 8 月 9 日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（第1号）
- (2) 法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第3号ア）
- (3) 審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第5号）
- (4) 事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（第6号）
- (5) 第4号に該当し、開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和5年9月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和5年3月1日から4月13日までの大石賢吾長崎県知事の行動予定表等に関して、黒塗りの部分の全面開示を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和5年3月1日から4月13日までの長崎県知事の行動予定表等に関して、令和5年7月8日に資料請求を行ったが、秘書・広報戦略部秘書課から部分開示として資料交付を受けた。資料には請求した内容はほとんど記載されておらず多くが黒塗りとなっていたため、以下の不服理由を以て行政不服審査法に基づき、長崎県に対して不服申立てを行う。
- (2) 知事は同年4月9日に施行された長崎県議会議員選挙において、選挙中に特定の候補者の応援のため、一般県民に向けて候補者の横に立って街頭での応援

演説を行ったことが報道記事により明らかになっている。

- (3) 4月14日の知事の定例記者会見において、県民から選ばれた知事が特定の候補者の応援に入ったことに県民から批判があると尋ねられて、しっかりとご指摘としてご意見として受け止めたい、現県政に理解があると確認できた候補者には応援演説を行ったと回答しており、街頭での応援演説を行ったことを明確に認めている。しかしながら、長崎県議会での令和5年6月定例議会の一般質問において、知事は県議選においてどの候補者の応援演説に何回入ったのかと問われた際、知事は、政務は公務ではないため回答しないと一点張りの答弁であった。また、同定例議会の総務委員会で、秘書・広報戦略部長も同様の回答であった。結果として、公務の時間を削って行われた政務であったにも関わらず、実態としてどの程度知事が県議選に関与したのかは明確になっていない。
- (4) 条例第7条には、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示しなければならないとある。一方、条例と同様の内容が記載されている青森県の情報公開条例では、平成16年11月11日に青森県情報公開審査会の会長の名前で、以下の内容の答申が示されている。

「“特定の政治的活動に係る日程”は、青森県知事個人に関する情報としては、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認めることが相当である。」

これはつまり、知事の“特定の政治的活動に係る日程”は開示しなければならないという答申である。知事個人が特定の候補者の応援に何回入ったかというものは“特定の政治的活動に係る日程”に他ならない訳であり、開示すべきである。

選挙で県民から選ばれた知事の行動は広く県民の正当な関心の対象であり、報道機関により広く報道されるのが通例であり、知事が県議選において街頭での応援演説を行ったことは既に報道されている。選挙中の街頭での応援演説は不特定の県民が開催を知ることとなり、外部に披露されることを元々予定して開催されるため、そこに参加したこと自体が広く報道されると予期されるものであり、実際に報道機関により報道されている。つまり、選挙中に街頭での応援演説を行ったことについては秘密性が希薄であり、知事個人に関する情報として保護する理由に乏しいのは明らかである。よって、“特定の政治的活動に係る日程”は、知事個人に関する情報としては、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、開示すべきものである。

- (5) 処分庁である県は、そもそも選挙応援に関する情報の記載はなく、不開示情報とした事実はないことから開示すべきと主張している情報自体が存在をせ

ず、審査請求人の前提に誤認があると言っているが、知事の行動予定表等には本当に選挙応援に関する情報の記載はないのか。知事行動予定表等は知事の公務の予定を管理するために作成しており、選挙応援を含む知事の公務以外での活動を詳らかに把握するために作成するものではないと処分庁である県は言っているが本当にそうなのか。知事の行動予定表等に政務に関わる予定が一切記載されず、多忙を極める知事の行動を管理しているというのは理解し難い。

県では秘書課が中心となり、知事の公務日程を日々調整しているとのことである。そうであるならば、公務だけではなく政務の日程も押さえておく必要があるのではないか。当日に急遽政務が入った場合や、公務が長引いて次の予定が無理となった場合、秘書課はその変更を行事予定表等に記載しないのか。それは行事予定表に書かれたメモであっても公文書に該当すると思うし、そのメモも含めて、知事の行動予定表等ではないのか。知事の公務日程を調整するためには、知事の政務に関する情報も把握しなければならず、秘書課が聞き取った知事の政務に関する情報は、知事の行動予定表等の作成という、県政において極めて重要な公務のための情報となり、例えそれがメモのようなものだとしても、公文書として保存しなければならないのではないか。

(6) 長崎県議会基本条例には、以下が示されている。

第1章 総則（基本理念）には、「公平かつ公正な議論を通じ、真の地方自治の実現に取り組む」

第4章 議会と知事との関係には、「議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。」

一部の議員だけを応援するということはまさに、現県政と連携する議員に付度することとなんら変わらないことであり、長崎県議会基本条例の「公平かつ公正な議論」、「知事等と常に緊張ある関係を構築」を実現する上で、知事が選挙期間中または選挙前においてとった行動は、当選した議員が長崎県議会基本条例を軽視するきっかけになりかねないと厳しく指摘する。

令和5年8月18日に受けた部分開示による資料公開では、知事が選挙期間中または選挙前においてどの候補者に何回応援演説を行ったのかなど、知事の県議選に関わる行動について調査するためには必要な情報が全く記載されていない。本情報公開請求並びに本申立てにより知事の県議選に関わる行動を明らかにするとともに上記の長崎県議会基本条例の規律を重んじるためにも、長崎県の誠実な対応を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

本件文書は、以下の不開示情報を除き、一部を開示することと決定とした。

- (1) 特定の個人を識別できる氏名や役職名等の個人情報を含み、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号の不開示情報に該当
- (2) 進行中、継続中の事業情報を含み、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の不開示情報に該当
- (3) 警備関係情報である車両番号を含み、公にすることにより、警備上支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号の不開示情報に該当
- (4) 企画、意見調整、打ち合わせ、相談等の審議、検討等情報を含み、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号の不開示情報に該当
- (5) 進行中、継続中の事業などの行政運営情報を含み、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるなど、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号の不開示情報に該当

2 審査請求の趣旨及び理由に対する意見

審査請求人は「令和5年3月1日から4月13日までの長崎県知事の行動予定表等に関して、黒塗りで開示された部分の全面開示」を審査請求の趣旨としており、その理由を「知事が選挙期間中または選挙前においてどの候補者に何回応援演説を行ったのかなど、知事の県議選に関わる行動について調査するために必要な情報の開示」としている。つまり、令和5年4月9日執行の長崎県議会議員選挙の選挙期間中または選挙前における、知事の候補者への応援演説に関する情報を、県が不開示情報として取り扱ったことを前提とした審査請求である。

しかしながら、知事行事予定表等は、知事の公務の予定を管理する目的で作成しており、選挙応援を含む知事の公務以外での活動を詳らかに把握するために作成するものではない。

さらに、そもそも選挙応援に関する情報の記載はなく、不開示情報とした事実はないことから、開示すべきと主張している情報自体が存在せず、審査請求人の前提に誤認がある。よって、審査請求人が求める審査請求の趣旨及び理由に応じた本件処分の妥当性の判断は生じ得ない。

なお、原処分の対象文書以外の公文書も含め、知事の選挙応援の日程を記した公文書が存在しないことは言うまでもない。

3 結論

上記 1 に記述したとおり、原処分は条例第 7 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号に該当するものであり、また、上記 2 に記述したとおり、そもそも審査請求の理由とされている令和 5 年 4 月 9 日執行の長崎県議会議員選挙の選挙期間中または選挙前における知事の候補者への応援演説に関する情報は存在しない。

よって、審査請求の前提に誤認があること及び条例第 7 条の規定への違反は認められないことから、原処分は妥当であると判断する。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例第 7 条各号の規定等を確認したうえで、不開示決定及び部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第 7 条第 1 号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとしてされている。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(3) 条例第7条第4号について

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがある情報は、不開示とすることを定めている。

(4) 条例第7条第5号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

(5) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政

法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書①ないし③は、令和5年3月1日から4月13日までの期間における知事の1日、2週間、1か月間単位での行事予定表であり、県庁舎の内外で行われた行事や会議、会合、面会、事業説明など用務の名称、時間、場所、担当課名、相手方の職名及び氏名、担当職員の職名及び氏名等が記載されているものであった。

本件文書④は、知事上京時行程表であり、移動手段、訪問先（住所及び面会の相手方）、時間、随行する担当職員の職名及び氏名、電話番号、宿泊先等が記載されているものであった。

本件文書⑤は、西海市視察行程（案）であり、移動手段、視察先及び昼食場所、時間等が記載されているものであった。

本件文書⑥は、自動車運行記録（日誌）簿であり、当該車両の車両番号、運転士名、使用日、時間、行先、使用課、使用者及び走行距離（メーター）等が記載されているものであり、車両番号を除く情報が開示されていた。

本件文書⑦は、公用車の乗車票であり、使用した所属、乗車者、使用予定日時、行先、乗車場所、車両番号、運転士名等が記載されているものであり、車両番号を除く情報が開示されていた。

(2) 開示、不開示の判断について

本件文書①ないし③を見分したところ、不開示とされた部分には、県庁舎内外で行われた行事や会議、会合、面会、事業説明など用務の名称、時間、場所、担当課名、相手方の職名及び氏名、担当職員の職名及び氏名等であって、そこに記載された情報のみでは、条例第7条各号に規定する不開示情報には該当しないと思われるものが多数見受けられた。また、不開示とされた部分のうち、行事や会議、会合等について、一般県民が多数参加した、又は報道や主催者の広報等により誰でも知り得る状態にあると容易に想像できるものも含まれていた。さらに、不開示の事由として、事務又は事業の適正な遂行に支障やおそれがあるとしたものに、その記載情報のみでは蓋然性が高いとは言えないものも含まれていた。

「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」や「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、条例第7条第1号ただし書ア及びウにより不開示情報から除外されている。また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

本件文書④及び⑤を見分したところ、不開示とされた部分は、移動手段、訪問先（住所及び面会の相手方）、時間、随行する担当職員の職名及び氏名、電話番号、宿泊先等であって、条例第7条各号に規定する不開示情報には該当しないと思われるものが含まれていた。

本件文書⑥及び⑦について、不開示とされた車両番号は、開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため首肯できる。

- (3) 以上のことから、不開示とされた情報のうち、条例第7条各号に照らし不開示情報には該当しないと思われるものがほとんどであったため、改めて開示、不開示の判断を行うのが相当である。その際は、最新の時点の状況を考慮したうえで、民間の個人識別情報を除き、開示、不開示の判断をされたい。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び口頭意見陳述において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和6年1月24日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年5月14日	・審査会（審査）
令和6年6月11日	・審査会（口頭意見陳述、実施機関聴取及び審査）
令和6年7月10日	・審査会（審査）
令和6年7月22日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長